

あおり運転行為とは・・・



- ・ 前方の自動車に接近し、もっと速く走るように挑発する行為
- ・ 危険防止を理由としない、不必要な急ブレーキをかける行為
- ・ 他の車両が急ブレーキや急ハンドルで避けなければならないような進路変更を行う行為
- ・ 左側から追い越す行為
- ・ 夜間、他の車両の交通を妨げる目的でハイビームを継続する行為
- ・ 執拗にクラクションを鳴らす行為
- ・ 車体を極めて接近させて幅寄せを行う行為 など

**重大な交通事故等に直結する
悪質で危険な行為です！**



「あおり運転」は、犯罪です！絶対にしないで下さい。

※ あおり運転行為をした時の刑責を負う可能性がある罪については、別チラシ「あおり運転行為は、禁止」で確認して下さい

あおり運転行為を受けた時の対処方法について



走行中

- ・ 絶対に挑発行為にのらない。
- ・ 道路の右側の車線を走行中であれば、なるべく左側の車線へ移動する。
- ・ 追突等のおそれのない道路では、道路の左端に止まりあおり運転車両をやり過ごす。(なるべく人目のあるところに停車する。)

冷静な対応をお願いします！

停車後

- ・ ドアロックをして窓を閉めていただき相手の運転者と対峙しない。
- ・ 速やかに110番をする。(相手の車のナンバーを記録する。)
- ・ ドライブレコーダーやスマートフォンのカメラ等を有効に活用する。

**「あおり運転」行為
を受けたら・・・**

110番



警察が現場に急行し対応します。犯人が現場から逃走したとしても、犯人の検挙のために、ドライブレコーダー等の画像の提供等の捜査にご協力下さい。



後方録画中
ドライブレコーダー搭載車

**泣き寝入り
させません！**



愛知県警察では、「安心」して暮らせる「安全」な愛知の確立のために、上記犯罪行為に対して、厳正に対処していきます！